（参考資料）

令和５年度版

建築士事務所自己チェック用資料

近年、建築士法の改正等によって、建築士事務所として遵守しなければならない事項が多くなっております。

本資料は、建築士法のチェックポイントを分かりやすく整理し、事務所を管理する上で、参考として頂けるように作成したものです。適正な建築士事務所の運営にご活用ください。

なお、昨今、契約上のトラブルが増えてきています。トラブルに巻き込まれないようにするため、「転ばぬ先の杖」としてもご活用ください。

目 次

■ 自己チェック項目 ■

ページ

１）建築士事務所の開設者の状況について・・・・・・・・・・ １
２）名義貸しの禁止について・・・・・・・・・・・・・・・・ １
３）管理建築士の専任状況等について・・・・・・・・・・・・ ２
４）建築士事務所の登録事項の変更の届出について・・・・・・ ３
５）定期講習の受講について・・・・・・・・・・・・・・・・ ４
６）標識の掲示について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４
７）契約時等の管理建築士の意見について・・・・・・・・・・ ４
８）重要事項の説明等について・・・・・・・・・・・・・・・ ５
９）書面による契約締結、書面の交付義務について・・・・・・ ６
１０）再委託の制限について・・・・・・・・・・・・・・・・ ８
１１）業務に必要な表示行為について・・・・・・・・・・・・ ９
１２）図書の保存等について・・・・・・・・・・・・・・・・ １０
１３）帳簿の備付け等について・・・・・・・・・・・・・・・ １１
１４）書類の閲覧制度について・・・・・・・・・・・・・・・ １２
１５）設計等の業務報告書の提出について・・・・・・・・・・ １２
１６）その他の業務執行状況・・・・・・・・・・・・・・・・ １３

■ 指 定 様 式 ■

① 建築士事務所登録事項変更届・・・・・・・・・・・・・・・ １５
② 一級建築士住所等の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・ １８
③ 二級・木造建築士住所等の届出・・・・・・・・・・・・・・ １９
④ 建築士事務所標識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２０
⑤ 構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書・・・・ ２１
⑥ 工事監理報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２３
⑦ 建築士法第２４条の６の規定により閲覧に供する書類・・・・・ ２５
⑧ 建築士法第２３条の６の規定による設計等の業務に関する報告書 ２９

■ 参 考 様 式(任意) ■

⑨ 重要事項説明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３５
⑩ 建築設計・監理業務委託契約書・・・・・・・・・・・・・・ ３７
⑪ 建築士法第２４条の８の規定に基づき委託者に交付する書面・ ４０
⑫ 帳簿（業務台帳）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４３

1）建築士事務所の開設者の状況について

□開設者が建築士法第２３条の４第１項各号又は第２項各号に該当していないか。

【解説】

建築士事務所の開設者は「欠格事項」があると建築士事務所の開設者としての登録ができないことになっています。

○「欠格事項」を簡単にまとめると以下のとおりとなります。

①	破産して復権していない者
②－１	禁固以上の刑に処せられ、刑の執行後、５年を経過していない者
②－２	建築士法又は建築に関する罪を犯して罰金の刑に処せられ、刑の執行後、５年を経過していない者
②－３	建築士の免許を取り消されてから、５年を経過していない者
③	事務所の登録を取り消され、５年を経過してない者
④	事務所の閉鎖を命令され、その閉鎖期間が経過していない者
⑤	暴力団員、又は暴力団員でなくなった日から、５年を経過していない者
⑥	精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者
⑦	未成年で、その法定代理人が①～⑤に該当する者
⑧	役員のうちに①～⑤のいずれかに該当する者がいる法人
⑨	暴力団員等が事業活動を支配している者
⑩	専任の管理建築士を置いていない建築士事務所

→　法的根拠：建築士法　　第２３条の４
建築士法　　第７条
建築士法　　第８条

2）名義貸しの禁止について

□事務所の開設者において自己の名義貸しにより他人に事務所業務を営ませていないか

【解説】

事務所の開設者は、自己の名義を他人に利用させて（名義貸しをして）はいけないことになっています。

→　法的根拠：建築士法　　第２４条の２

3)管理建築士の専任状況等について

□管理建築士が専任か。

【解説】

建築士事務所にはその事務所を管理する専任の建築士を置かなければなりません。

○「専任」とは・・・

《参考》 一般社団法人 新・建築士普及協会ＨＰ Ｑ＆Ａより

専任であるということは、その建築士事務所が業務を行っている間は、原則として事務所に常勤して、専ら事務所を管理する必要があり、したがって、雇用契約等により、事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその事務所に勤務し得るものでなければなりません。

また、管理建築士は、その建築士事務所の業務上の監督を常に責任をもってなし得ることが必要であるため、業務の遂行に支障を来すような他の職業を兼ねたり、同時に二つ以上の建築士事務所の管理者となることはできません。

→ 法的根拠：建築士法　第２４条

4)建築士事務所の登録事項の変更の届出について

□登録事項に変更があった場合、期限内に届出ているか。

□所属建築士に対して登録事項に変更がある場合、届出を促しているか。

【解説】

① 建築士事務所の開設者は、次の事項が変更になった時は『変更届』を新潟県知事（窓口は建築士事務所協会）へ提出しなければなりません。 《→ 様式はＰ１５》

＜２週間以内に届出が必要なもの＞

・事務所の「名称」「所在地」

・開設者の「氏名」

・法人の「名称」「役員」

・管理建築士の「氏名」「一級、二級、木造の別」

＜３ヶ月以内に届出が必要なもの＞

・建築士事務所に所属する建築士の「氏名」「一級、二級、木造の別」

→ 法的根拠：建築士法　第２３条の５
建築士法　第２３条の２

② 建築士は資格取得時に登録してある「本籍」「住所」「氏名」等に変更があった時は３０日以内に新潟県知事（窓口は建築士会）へ届け出なければならないことになっています。 《→ 様式はＰ１８、Ｐ１９》

建築士事務所の開設者は、建築士事務所に所属する建築士が本籍、住所等を変更した際には、建築士法を遵守し「変更届」を提出するよう促してください。

→ 法的根拠：建築士法　第５条の２
建築士法 施行規則　第８条

5)定期講習の受講について

□所属建築士に対して定期講習の受講を促しているか。

【解説】

建築士事務所に所属する建築士は、３年に一度、定期講習を受講しなければならないことになっています。

建築士事務所の開設者は、建築士事務所に所属する建築士に建築士法を遵守し、定期講習を受講するよう促してください。

→　法的根拠：建築士法　　第２２条の２
建築士法 施行規則　第１７条の３６

6)建築士事務所の標識の掲示について

□事務所の見やすい場所に標識を掲示しているか。

□標識の書式、内容は正しいか。

【解説】

建築士事務所の開設者は、所定の様式の標識を掲げなければなりません。

《→ 様式はＰ２０》

→　法的根拠：建築士法　　第２４条の５
建築士法 施行規則　第２２条

7)契約時等の管理建築士の意見について

□（建築士事務所の開設者と管理建築士が異なる場合）

業務の受託に関して、管理建築士が契約時等に必要な意見を述べているか。

【解説】

建築士事務所の開設者と管理建築士が異なる場合、管理建築士は、建築士事務所としての業務の受託に際し、建築士事務所の開設者に対して技術的事項に関する必要な意見を述べることとなっています。

業務の量、難易度、設計工期、技術者の選定や配置など、技術的事項に関する必要な意見を述べて、業務が円滑かつ適切に行われるようにします。

→　法的根拠：建築士法　　第２４条

8）重要事項の説明等について

□開設者は、管理建築士等をして、建築主に対し、重要事項について記載した書面を交付して説明をさせているか。

□管理建築士等が説明をするとき、建築主に対し、建築士免許証等を提示しているか。

【解説】

① 建築士事務所の開設者は、契約を締結しようとするとき、あらかじめ、管理建築士又はその他の所属建築士に、建築主に対して、契約の内容及び履行に関する事項（重要事項）について記載した書面を交付し、内容を説明させなければならないことになっています。

《→ 参考様式はＰ３５～３６》

② その説明を行う際、管理建築士又はその他の所属建築士は、建築士免許証又は免許証明書を提示しなければならないことになっています。

③ 令和３年９月１日以降、建築主の承諾を得た場合、重要事項について記載した書面に代えて、当該書面に記載すべき事項を以下の基準適合した電子メール等の電磁的方法によって提供することが可能になりました。

・建築主が出力することにより書面を作成できること

・改変を防止するための措置を講じていること（ファイルの種類を PDF 形式とすること等）

《→ 参考 ＩＴを活用した建築士法に基づく設計受託契約等に係る重要事項説明実施マニュアル》

→ 法的根拠：建築士法　第２４条の７
建築士法施行規則 第２２条の２の２
建築士法施行規則 第１７条の３８
建築士法施行規則 第２２条の２の３

9）書面による契約締結、書面の交付義務について

□「書面による契約の締結」がなされているか

（対象 ： 全て実施 、 延べ面積 300 ㎡超のみ ）

（様式 ： 団体等の様式 、 独自の様式 ）

□「書面の交付」をしているか

（様式 ： 団体等の様式 、 独自の様式 ）

※すべての契約において「書面による契約締結」を行っている場合は不要

□契約書(原本)、交付した書面(写し)を保存しているか。[保存期間： 年]

□書面に次の事項が記載されているか。

＜「書面による契約締結」「書面交付」共通の記載事項 ＞

□契約の対象となる建築物の概要

□設計又は工事監理の実施の期間

□作成する設計図書の種類

□工事と設計図書との照合の方法及び報告の方法

□建築士事務所の名称及び所在地並びに

一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

□建築士事務所の開設者の氏名

□設計又は工事監理に従事する建築士及び建築設備士の氏名

□建築士の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別

□建築士が構造設計一級建築士又は設備一級建築士である場合はその旨

□設計又は工事監理に従事する建築士の登録番号

□設計又は工事監理の一部を委託する場合の委託に係る設計又は工事監理の概要

□再委託する場合の受託者の氏名又は名称及び建築士事務所の名称及び所在地

□報酬の額及び支払いの時期

□契約の解除に関する事項

＜「書面による契約締結」の記載事項＞

□契約当事者の記名押印又は署名

＜「書面交付」の記載事項＞

□契約の年月日

□契約の相手方の氏名又は名称

□事務所の開設者の記名押印又は署名

【解説】

① 設計または工事監理の業務を受託する場合は、契約（口頭等による契約の場合を含みます）を締結しなければならないことになっています。　（→ 士法第２２条の３の２）

ただし、延べ床面積が３００㎡を超える建築物の新築（増築、改築、修繕、模様替えの場合はその部分の面積が３００㎡を超える場合）に係る設計又は工事監理の業務を受託する場合は、「書面による契約の締結」が義務づけられています。

（「書面による契約締結」 → 士法第２２条の３の３）

また、書面による契約締結が不要な場合でも、建築士事務所の開設者は、契約を締結した時は、必要事項を記載した「書面」を相手方に「交付」しなければならないことになっています。

（「書面交付」 → 士法第２４条の８）

なお、契約後のトラブル防止のためにも、小規模な建築物（300 ㎡以下）に係るものであっても「書面による契約締結」をお勧めします。

この場合（書面による契約締結した場合）は、「書面交付」は必要ありません。

（→士法第２２条の３の３第５項）

② 「書面による契約の締結」をする場合、「書面の交付」をする場合、どちらも様式は特に定められていませんが、書面に次表の事項を記載する必要があります。

《→ 参考様式は 「書面による契約締結」：Ｐ３７～３９ 「書面交付」：Ｐ４０～４２》

＜「書面による契約締結」の場合、「書面交付」の場合　　共通記載事項＞

法 22-3-3　1 ①	（設計受託契約の場合）作成する設計図書の種類
法 22-3-3　1 ②	（工事監理受託契約の場合）工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法
法 22-3-3　1 ③	当該設計又は工事監理に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別並びにその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨
法 22-3-3　1 ④	報酬の額及び支払の時期
法 22-3-3　1 ⑤	契約の解除に関する事項
規則 17-38　1 ①	建築士事務所の名称及び所在地並びに当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別
規則 17-38　1 ②	建築士事務所の開設者の氏名（当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあつては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名）
規則 17-38　1 ③	設計受託契約又は工事監理受託契約の対象となる建築物の概要
規則 17-38　1 ④	業務に従事することとなる建築士の登録番号
規則 17-38　1 ⑤	業務に従事することとなる建築設備士がいる場合にあつては、その氏名
規則 17-38　1 ⑥	設計又は工事監理の一部を委託する場合にあつては、当該委託に係る設計又は工事監理の概要並びに受託者の氏名又は名称及び当該受託者に係る建築士事務所の名称及び所在地
規則 17-38　1 ⑦	設計又は工事監理の実施の期間
規則 17-38　1 ⑧	第三号から第六号までに掲げるもののほか、設計又は工事監理の種類、内容及び方法

＜「書面による契約締結」の場合　記載事項等＞

契約当事者の署名又は記名押印をして相互に交付する必要があります。

＜「書面交付」の場合　　追加記載事項＞

規則 22-3　1 ①	契約の年月日
規則 22-3　1 ②	契約の相手方の氏名又は名称
規則 22-3　2	（建築士事務所の開設者）記名押印又は署名

③　契約書の保存期間については特に建築士法上定めはありませんが、将来的なトラブル防止のためにも一定期間以上の保存をお勧めします。

→　法的根拠：建築士法　第２２条の３の２
〈書面による契約締結〉
建築士法　第２２条の３の３
建築士法施行規則 第１７条の３８
〈書面交付〉
建築士法　第２４条の８
建築士法施行規則 第２２条の３　　など

10）再委託の制限について

□開設者が委託を受けた設計又は工事管理の業務を建築士事務所の開設者以外の者に委託していないか

□開設者が、委託を受けた設計又は工事監理（いずれも延べ面積が 300 ㎡を超える建築物の新築工事に限る。）の業務を、一括して他の建築士事務所の開設者にいたくしていないか。

【解説】

①　建築士事務所の開設者は、設計又は工事監理の業務を、（部分的であっても）建築士事務所の開設者以外の者に委託することはできないことになっています。

（建築士事務所の開設者となっている者でなければ、設計又は工事監理を業として行えないため）

②　建築士事務所の開設者は、延床面積３００㎡を超える建築物の設計又は工事監理業務を、一括して他の建築士事務所に再委託できないことになっています。

（委託者の許諾を得た場合であっても一括して再委託はできません）

→　法的根拠：建築士法　第２４条の３

11）業務に必要な表示行為について

□設計図書に記名しているか。

□構造計算安全証明書を交付しているか。

□建築主への工事監理報告をしているか。

（ □設計、工事監理の業務の成果について、業務の終了時に依頼者に説明しているか。 ）

□建築設備士の意見の表示をしているか。

【解説】

① 建築士は、設計を行った場合には、その設計図書に一級、二級又は木造建築士である旨の表示として記名をしなければならないことになっています。

② 建築士は、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合には、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならないことになっています。（構造設計一級建築士が構造計算を行った場合で構造設計一級建築士である旨の表示をした場合等を除く。）

《→ 様式はＰ２１～２２》

③ 建築士は、工事監理を終了したときには、直ちに結果を文書で建築主へ報告しなければならないことになっています。 《→ 様式はＰ２３～２４》

この工事監理報告における説明については、建築士法上特に定めはありませんが、トラブル防止のためにも、毎回、口頭でも「説明」されることをお勧めします。

また、設計業務の成果を依頼者に説明することについても、建築士法上、特に定めはありませんが、トラブル防止のためにも、工事監理業務同様、作成した設計図書を引き渡しする時に、毎回、口頭で「説明」されることをお勧めします。

④ 建築士は、大規模の建築物その他の建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合、建築設備士の意見を聴いたときは、設計図書又は工事監理報告書に、その旨を記載しなければならないことになっています。

また、延べ面積が 2,000 ㎡を超える建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合は、建築設備士の意見を聴くよう努めなければならないとされています。（設備設計一級建築士が設計を行う場合の設計業務を除く。）

→ 法的根拠：建築士法 第２０条

12)図書の保存等について

□設計図書は保存しているか。

※保存に必要な設計図書とは、

配置図、各階平面図、２面以上の立面図及び２面以上の断面図、

基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図及び構造計算書等（壁量計算含む）

□工事管理報告書は保存しているか。

□建築物省エネ法における評価及び説明に係る書面は保存しているか。

□図書の保存期間は１５年以上か。

（ □設計図書等を依頼者に引き渡しているか。　）

【解説】

① 建築士法第２４条の４の規定により、建築士事務所の開設者は業務に関する図書を１５年間保存しなければならないことになっています。

なお、将来的なトラブル防止のため、設計図書等を依頼者に引き渡しておくことをお勧めします。

※ 令和２年３月１日から、構造関係の設計図書の保存が義務づけられています。

また、令和３年４月１日からは、建築物省エネ法第２７条第１項に規定する小規模建築物に係る設計の評価及び説明における書面（建築物省エネ法第２７条第２項に規定する説明不要とする意思表明の書面も含む）も保存が義務づけられました。

② 令和３年８月３１日以前に作成された設計図書及び工事監理報告書の電子データによる保存は、「押印済みの図面をスキャンしてPDF形式としたもの」と、「図面の電子データに電子署名をしたもの」が認められています。

→ 法的根拠：建築士法　第２４条の４
建築士法施行規則 第２１条　など

13)帳簿の備え付け等について

□帳簿は備え付けているか。　(帳簿の形態：　　)

□帳簿に次の事項が記載されているか。

□契約の年月日

□契約の相手方の氏名又は名称

□業務の種類及びその概要

□業務の終了の年月日

□報酬の額

□業務に従事した建築士及び建築設備士の氏名

□業務の一部を委託した場合の委託業務の概要・受託者の氏名又は名称及び住所

□管理建築士の意見が述べられたときの当該意見の内容

（□設計又は工事監理以外のその他の業務を行った場合も、帳簿へ記載しているか。）

【解説】

① 建築士事務所の開設者は、業務に関する事項を記載した「帳簿」を備え付けなければならないことになっています。保存期間は１５年です。

様式は任意となっていますが、建築士法施行規則第２１条第１項第一号から第八号の事項を記載しておく必要があります。

なお、パソコン内のデータ（電子媒体）による保存も可能です。

《→ 参考様式はＰ４３、４４～４５》

→ 法的根拠：建築士法　第２４条の４
建築士法施行規則 第２１条

② 建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査もしくは鑑定業務などの業務（以下「その他業務」）についても、帳簿に記載し、整理しましょう。

→ 法的根拠：建築士法　第２１条

14）書類の閲覧制度について

□閲覧用の書類は備え置きしているか。

（書類の形態 ： 書面による種類 、 電子的計算機その他機器[具体的に]）

□委託しようとする者の求めに応じ閲覧できる状況になっているか。

【解説】

建築士事務所の開設者は、以下の内容を記載した書類を建築士事務所に据え置いて、仕事を委託しようとする人から求めがあれば、閲覧させなければならないことになっています。

・第七号の二書式（第一面～第四面）に所定事項を記載した書面

・設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合は、その内容を記載した書類

《→ 様式はＰ２５～Ｐ２８》

書類は紙媒体でなくても、パソコン内にデータ（電子媒体）があれば「備え置いている」として扱われます。

書類は事業年度ごとに当該事業年度経過後３月以内に作成し、備え置くことになっています。

備え置かなければならない期間は、その書類を備え置いた日から３年間です。

→ 法的根拠：建築士法 第２４条の６
建築士法施行規則 第２２条の２

15）設計等の業務報告書の提出について

□毎年、年次業務報告書を提出しているか。

【解説】

建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに「年次業務報告書」を、毎事業年度終了後（決算〆後）３ヶ月以内に県知事へ（実際には建築士事務所協会へ）提出しなければならないことになっています

→ 法的根拠：建築士法 第２３条の６
建築士法施行規則 第２０条の３

16)その他の業務執行状況

□委託者から請求があったとき、建築士免許を提示しているか。

□建築士法第２６条第１項又は第２項に規定する事由に該当する項目はないか。

【解説】

① 建築士は、その他の業務（建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査もしくは鑑定又は建築物の法令による手続きの代理等）を行う場合であっても、それを業として行おうとする場合、委託者から請求があった時には建築士免許証を提示しなければならないことになっています。

② 「建築士法第２６条第１項又は第２項」を簡単にまとめると以下のとおりとなります。

１－１	虚偽又は不正の事実に基づいて建築士事務所登録の登録を行ったとき
１－２－１	破産して復権していない者
１－２－２	禁固以上の刑に処せられ、刑の執行後、５年を経過していない者
１－２－３	建築士法又は建築に関する罪を犯して罰金の刑に処せられ、刑の執行後、５年を経過していない者
１－２－４	建築士の免許を取り消されてから、５年を経過していない者
１－２－５	暴力団員、又は暴力団員でなくなった日から、５年を経過していない者
１－２－６	心身の故障により建築士事務所の業務を適正に行うことができない者
１－２－７	未成年で、その法定代理人が１－２－１～１－２－６に該当する者
１－２－８	法人でその役員のうちに１－２－１～１－２－６に該当するものがある者
１－２－９	暴力団員等が事業活動を支配している者
１－２－１０	専任の管理建築士を置いていない建築士事務所
１－３	廃業届が提出されていないにも関わらず、「開設者死亡」「破産手続開始」「法人解散」等の事実が判明したとき
２－１	建築士事務所の開設者が「300 ㎡を超える場合の書面による契約締結義務」「名義貸し」「再委託の制限」「帳簿の備付け等及び図書の保存」「標識の掲示」「書類の閲覧」「重要事項の説明等」「書面の交付」の規定に違反したとき
２－２	建築士事務所の開設者が「禁固以上の刑に処せられた」「この法律の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた」とき
２－３	建築士事務所の開設者が建築士事務所登録の登録事項に変更があった場合、変更の届出をしなかったとき、又は虚偽の届出をしたとき
２－４	管理建築士が建築基準関係法令に違反したとき、又は業務に関して不誠実な行為をしたとき
２－５	建築士事務所に所属する建築士が建築基準関係法令に違反し、又は業務に関して不誠実な行為をしたとして処分を受けたとき
２－６	管理建築士である二級建築士（木造建築士）が、一級建築士（一級建築士又は二級建築士）でなければ設計又は工事監理できない建築物の設計又は工事監理をしたとき
２－７	建築士事務所に所属する二級建築士（木造建築士）が、一級建築士（一級建築士又は二級建築士）でなければ設計又は工事監理できない建築物の設計又は工事監理をしたとき
２－８	建築士事務所に所属する建築士でない者が建築士でなければ設計又は工事監理できない建築物の設計又は工事監理をしたとき
２－９	建築士事務所の開設者又は管理建築士が建築士法に基づく都道府県知事の処分に違反したとき
２－１０	建築士事務所の開設者が建築士事務所の業務に関して不正な行為をしたとき

→ **法的根拠：建築士法　第１９条の２**
建築士法　第２６条
建築士法　第３条～第３条の３
建築士法　第７条
建築士法　第１０条
建築士法　第２３条　など

■　指　定　様　式　■

□ 様式① 建築士事務所登録変更届

【新潟県建築士法施行細則】第１２号様式（第４３条関係）

一級
二級　　建築士事務所登録事項変更届
木造

私は、このたび下記のとおり登録事項に変更を生じたので建築士法第２３条の５第１項の規定により届け出ます。

令和　　年　　月　　日

申請者住所

申請者氏名

新潟県指定事務所登録機関　　（法人にあっては名称、役名、代表者の氏名）
一般社団法人新潟県建築士事務所協会会長　様

登録年月日及び登録番号			年　月　日　新潟県知事登録（　）第　号		
変更事項			従前の登録事項	変更	変更後登録事項
建築士事務所		ふりがな 事務所の名称		有 無	
		事務所の所在地	〒 ［電話（　）－　］ ［ＦＡＸ（　）－　］	有 無	〒 ［電話（　）－　］ ［ＦＡＸ（　）－　］
登録申請者	個人	ふりがな 氏名		有 無	（※改姓・改名による氏名変更があった場合に限る）
	法人	ふりがな 法人名称		有 無	
		法人の役員		有 無	別紙１のとおり
		所在地	〒 ［電話（　）－　］ ［ＦＡＸ（　）－　］	有 無	〒 ［電話（　）－　］ ［ＦＡＸ（　）－　］
管理建築士		ふりがな 氏名		有 無	
		一級、二級、木造の別			
		登録番号	（　登録　第　号）		（　登録　第　号）
		管理建築士講習を修了した年月日及び修了証番号	年　月　日 第　号		年　月　日 第　号
所属建築士				有 無	別紙２のとおり
理由					
変更年月日			令和　年　月　日		

［注意］ 1. ※欄は記入しないでください。
2. 「従前の登録事項」欄は、変更のある事項について記入するとともに「変更」欄に「有」と記入し、「変更後登録事項」欄に変更した内容を記入してください。
変更の無い事項は「変更」欄に「無」と記入してください。「従前の登録事項」欄は記入不要です。
3. 「登録申請者」欄の「個人」については、同一人物の改姓・改名による氏名変更のみ有効。

※登録簿訂正　年　月　日	
※受付印	※審査

別紙１

役　員　名　簿

変更前		変更後		
ふりがな 氏　　名	役　名	ふりがな 氏　　名	役　名	生年月日
		男・女		大正 昭和 平成　　年　　月　　日
		男・女		大正 昭和 平成　　年　　月　　日
		男・女		大正 昭和 平成　　年　　月　　日
		男・女		大正 昭和 平成　　年　　月　　日
		男・女		大正 昭和 平成　　年　　月　　日
		男・女		大正 昭和 平成　　年　　月　　日
		男・女		大正 昭和 平成　　年　　月　　日
		男・女		大正 昭和 平成　　年　　月　　日
		男・女		大正 昭和 平成　　年　　月　　日
		男・女		大正 昭和 平成　　年　　月　　日
		男・女		大正 昭和 平成　　年　　月　　日

備考
１　「変更前」及び「変更後」における全ての役員を記入すること。
２　このページに書ききれない場合は、その分を別ページにして記載し添付すること。

別紙２

所属建築士変更事項

１　新たに所属建築士となった者

氏名	一級建築士 二級建築士 または木造建 築士の別	登録番号	登録を受けた 都道府県名 (二級建築士 または木造建 築士の場合)	構造設計一級 建築士または 設備設計一級 建築士である 場合にあって は、その旨	構造設計一級 建築士証また は設備設計一 級建築士証の 交付番号	所属した 年月日

２　現行の所属建築士及び所属を外れた建築士

氏名	一級建築士 二級建築士 または木造建 築士の別	登録番号	登録を受けた 都道府県名 (二級建築士 または木造建 築士の場合)	構造設計一級 建築士または 設備設計一級 建築士である 場合にあって は、その旨	構造設計一級 建築士証また は設備設計一 級建築士証の 交付番号	所属を外れた 年月日

３　集計

変更前			変更後		
計	一級建築士	名	計	一級建築士	名
	二級建築士	名		二級建築士	名
	木造建築士	名		木造建築士	名
	構造設計一級建築士	名		構造設計一級建築士	名
	設備設計一級建築士	名		設備設計一級建築士	名

備考

１　「新たに所属建築士となった者」蘭は、資格等のほか所属年月日を記載すること。

２　「現行の所属建築士及び所属を外れた建築士」蘭には、上記１に記載の建築士を除き業に携わるすべての建築士を記載し、退職や配置換え等で所属を外れた建築士はその年月日を記載すること。

３　「集計」蘭の「変更前」には、上記１を除き、２に掲載の建築士の資格別にした人数を記載すること。また「変更後」は上記２の数値から外れた建築士を除き、１の建築士を加えた数を記載すること。

４　この１ページに書ききれない場合は適宜ページを加えて作成すること。

□ 様式② 一級建築士事務所等の届出

【建築士法施行規則】第３号書式（第８条関係）（郵便はがき）

一 級 建 築 士 住 所 等 の 届 出

年　　月　　日

ふりがな 氏　　名		生年月日	年　　月　　日	性別	
本　　籍					
住　　所					
登 録 番 号	第　　号	登 録 年 月 日	年　　月　　日		
業 務 の 種 別	１建築設計（２及び３を除く。）　２構造設計　３設備設計 ４積算　５工事監理又は工事の指導監督　６現場管理 ７調査又は鑑定　８手続代理　９敷地選定等の企画 10研究又は教育　11行政　12その他				
勤務先	名　　称				
	所 在 地				

〔記入注意〕１　業務の種別及び勤務先の欄は、建築に関する業務に従事しているときに記入して下さい。

２　業務種別欄は、該当する数字を○で囲んで下さい。２種以上の業務に従事しているときは、主に従事しているもの一つを○で囲んで下さい。

３　建築士事務所に勤務しているときは、その事務所の開設者名を勤務先の名称の欄に併記して下さい。

□ 様式③ 二級・木造建築士住所等の届出

【新潟県建築士法施行細則】第８号様式（第１２条関係）（郵便はがき）

二級　建築士住所等の届出
木造　　（写真カード）

年　月　日

見出				
ふりがな 氏名			性別	
ふりがな 住所	〒 〔電話（　）　－　〕		生年月日	年　月　日生
登録番号	第　号		登録年月日	年　月　日
業務の種別	1　建築設計（2及び3を除く。）　2　構造設計　3　設備設計 4　積算　5　工事監理又は工事の指導監督　6　現場管理 7　技能労務　8　調査又は鑑定　9　手続代理 10　敷地選定等の企画　11　研究又は教育　12行政　13その他			
勤務先	名称			
	所在地	〒 〔電話（　）　－　〕		

〔記入注意〕 1　業務の種別及び勤務先の欄は、建築に関する業務に従事しているときに記入してください。

2　業務種別欄は、該当する数字を○で囲んでください。2種以上の業務に従事しているときは、主に従事しているもの一つを○で囲んでください。

3　建築士事務所に勤務しているときは、その事務所の開設者名を勤務先の名称の欄に併記してください。

4　見出し欄には、氏名の最初の3音をカナで記入してください。

□ 様式④ 建築士事務所標識

【建築士法施行規則】第７号様式（第２２条関係）

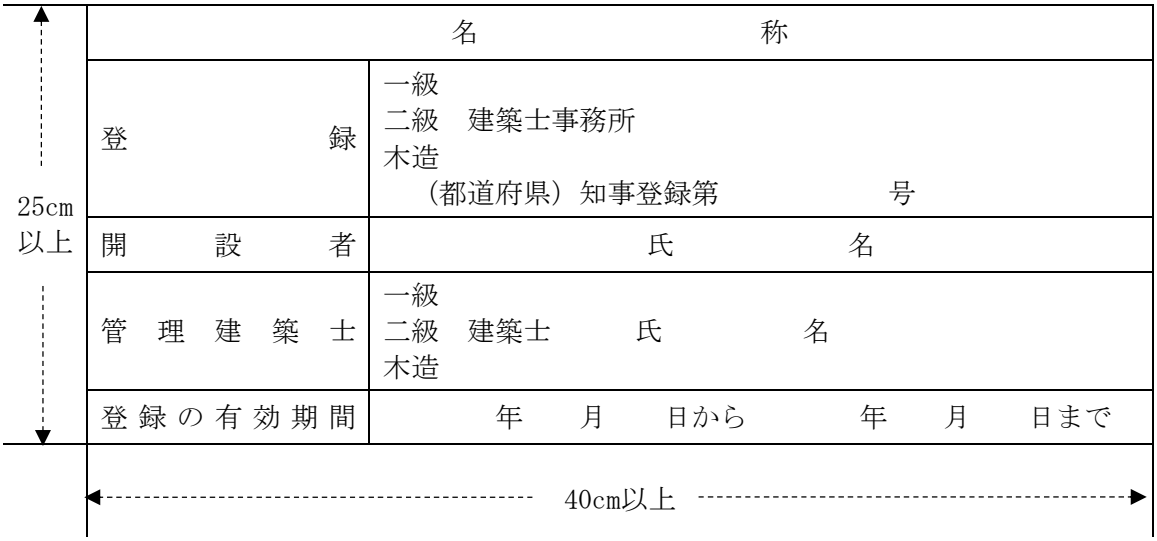

□ 様式⑤ 構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書

【建築士法施行規則】第４号書式（第１７条の１４の２関係）（Ａ４）

構造計算によつて建築物の安全性を確かめた旨の証明書

建築士法第20条第２項の規定により、別添の構造計算書によつて下記の建築物の安全性を確かめたことを証明します。

年　月　日

（　）建築士　（　　）登録第　　号

氏名

（　）建築士事務所　（　）知事登録第　　号

所在地

電話　　番

委託者　　殿

建築物の所在地	
建築物の名称及び用途	
建築面積	㎡
延べ面積	㎡
高さ	1　最高の高さ　　m 2　最高の軒の高さ　　m
階数	地上　　階　　地下　　階
構造	造　　一部　　造
建築物の区分	1　建築基準法（以下「法」という。）第20条第１項第１号に掲げる建築物 2　法第20条第１項第２号に掲げる建築物 3　法第20条第１項第３号に掲げる建築物 4　法第20条第１項第４号に掲げる建築物
別添の構造計算書に係る構造計算の種類	1　建築基準法施行令（以下「令」という。）第81条第１項に定める基準に従つた構造計算 2　令第81条第２項第１号イに規定する構造計算 3　令第81条第２項第１号ロに規定する構造計算 4　令第81条第２項第２号イに規定する構造計算 5　令第81条第３項に定める基準に従った構造計算 6　その他（　　）
別添の構造計算書に係る構造計算の方法	1　国土交通大臣が定めた方法によるもの 2　国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの
当該構造計算に用いたプログラム	1　名称（　　） 2　国土交通大臣の認定　　□有　　□無 3　認定番号（　　）
備考	

〔記入注意〕１　構造計算を共同で行つた場合においては、連名で証明してください。
２　建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合にあつては、当該建築物の部分ごとにこの証明書を作成し、設計の委託者に交付してください。
３　「建築物の区分」の欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。
４　「別添の構造計算書に係る構造計算の種類」の欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。「６　その他」に該当する場合は、具体的な構造計算の方法を併せて記入してください。
５　「別添の構造計算書に係る構造計算の方法」の欄は、「別添の構造計算書に係る構造計算の種類」の欄で１又は６のいずれかを選択した場合は記入する必要はありません。
６　「当該構造計算に用いたプログラム」の欄は、プログラムを用いて構造計算を行つた場合に記入してください。複数のプログラムを用いた場合は、すべてのプログラムについて記入してください。
７　次の①から③までに掲げる場合に該当する場合は、「備考」の欄に、それぞれ当該①から③までに定める事項を記入してください。
①　この証明書に係る建築物の部分について構造計算によりその安全性を確かめた場合　その旨及び当該部分
②　この証明書に係る建築物の部分について他に構造計算によりその安全性を確かめた建築士がいる場合　その旨及び当該部分
③　この証明書に係る建築物が法第68条の10第１項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分を有する場合　その旨及び当該部分
８　７②の場合にあつては、当該建築士が交付した構造計算により安全性を確かめた旨の証明書及びそれに添付された構造計算書を、この証明書に添えてください。

□ 様式⑥ 工事完了報告書

【建築士法施行規則】第４号の２書式（第１７条の１５関係）（Ａ４）

（表面）

工事監理報告書

工事監理を終了しましたので、建築士法第20条第３項の規定により、その結果を報告します。

年　　月　　日

（　　）建築士　（　　）登録第　　号
氏名
（　　）建築士事務所　（　　）登録第　　号
所在地
電話　　番

建築主　　殿

<table>
<tr><td>建築物の名称及び所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>工事種別</td><td colspan="4">新築・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替</td></tr>
<tr><td>建築確認番号</td><td colspan="4">第　　号</td></tr>
<tr><td>建築確認年月日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>工事期間</td><td colspan="4">年　　月　　日から　　年　　月　　日まで</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工事期間における主要な設計変更</td><td>変更年月日</td><td>変更された設計図書の種類</td><td colspan="2">変更の概要</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">主要な建築材料、建築設備等が設計図書のとおりであることの確認</td><td>確認年月日</td><td>建築材料、建築設備等の名称及び規格</td><td>名称及び規格が定められている設計図書の種類</td><td>確認方法の概要</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">主要な工事が設計図書のとおりに実施されていることの確認</td><td>確認年月日</td><td>確認事項</td><td>確認事項が定められている設計図書の種類</td><td>確認方法の概要</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

（裏面）

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">工事完了時における確認</td><td>確認年月日</td><td colspan="2">確認事項</td><td>確認結果の概要</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">工事施工者に与えた注意</td><td>注意年月日</td><td colspan="2">注意の概要</td><td>工事施工者の対応と建築主に対する報告の概要</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築設備に係る意見</td><td>意見を聴いた年月日</td><td>意見を聴いた者の住所及び氏名</td><td>意見を聴いた者の勤務先の住所及び名称</td><td>意見を聴いた事項</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>電話　番</td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

〔記入注意〕　1　工事監理を共同で行つた場合においては、連名で報告してください。
2　「工事種別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
3　「工事期間における主要な設計変更」の欄の変更の概要については、変更の内容、変更の理由等の概要を記入してください。
4　「工事施工者に与えた注意」の欄は、建築士法第18条第３項に規定する注意について記入してください。
5　「建築設備に係る意見」の欄は、建築士法第20条第５項に規定する場合に記入してください。
6　「備考」の欄は、工事監理に関して特に報告すべき事項等を記入してください。
7　ここに記入しきれない場合には、別紙に書いて添えてください。

□ 様式⑦ 建築士法第24条の6の規定により閲覧に供する書類

【建築士法施行規則】第７号の２書式 （第２２条の２関係）（Ａ４）

第七号の二書式（第二十二条の二関係）（Ａ４）

建築士法第24条の６の規定により閲覧に供する書類

（第一面）

建 築 士 事 務 所 の 概 要

年　　月　　日現在

建築士事務所	ふりがな 名　　称	
	所 在 地	
登　　録		一級 二級　建築士事務所 木造 （　　）知事登録第　　号
開　　設　　者		氏名又は名称
管 理 建 築 士		一級 二級　建築士　氏名 木造 （　　）登録第　　号
登録の有効期間		年　月　日から　　年　月　日まで

〔記入注意〕建築士事務所の開設者が法人である場合には、開設者の欄に法人の代表者の氏名を併せて記載してください。

（第二面）

建築士事務所の業務の実績

年　　月　　日現在

〔記入注意〕

1　当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。

2　〔例〕

国土　太郎	東京都 千代田区 霞ケ関 ○―○―○	国土マンション 共同住宅	鉄筋コンクリート造 五階建延700㎡	設計及び 工事監理	2007.2.1 2007.10.3

委託者	建築物所在地	建築物の名称及び用途	構造及び規模	業務内容	期　間

（第三面）

所 属 建 築 士 名 簿

年　　月　　日現在

氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び管理建築士である場合にあつては、その旨	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	建築士法第22条の２第１号から第３号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	建築士法第22条の２第４号及び第５号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日
計					一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士		名 名 名 名 名

（第四面）

所属建築士の業務の実績

年　　月　　日現在

〔記入注意〕

1　所属建築士の業務の実績を、直近のものから順次記入して下さい。

2　〔例〕

国土太郎　交通花子	東京都 千代田区 霞ケ関 ○―○―○	国土マンション共同住宅	鉄筋コンクリート造五階建延700㎡	設計及び工事監理	2007.2.1 2007.10.3

所属建築士の氏名	委託者	建築物所在地	建築物の名称及び用途	構造及び規模	業務内容	期 間

□ 様式⑧ 建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書

【建築士法施行規則】第六号の二様式（第２０条の３関係）

第六号の二書式(第二十条の三関係)(Ａ４)

建築士法第23条の６の規定による
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の６の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実に相違ありません。

殿

年　　月　　日

建築士事務所　　知事登録第　　号

所在地

電話

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

〔記入注意〕建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

（第二面）

建築士事務所の業務の実績

〔記入注意〕

１　当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。

２　〔例〕

東　京　都	共同住宅	鉄筋コンクリート造 五階建延700㎡	設計及び 工事監理	2019．2.1 2019．10.3

建築物所在地都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期　間

（第三面）

所 属 建 築 士 名 簿

氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び管理建築士である場合にあつては、その旨	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	建築士法第22条の２第１号から第３号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	建築士法第22条の２第４号及び第５号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日
計					一級建築士　　名 二級建築士　　名 木造建築士　　名 構造設計一級建築士　　名 設備設計一級建築士　　名		

（第四面）

所属建築士の業務の実績

〔記入注意〕

1　所属建築士の当該事業年度における業務の実績を、当該建築士事務所におけるものに限つて、直近のものから順次記入して下さい。

2　〔例〕

国土　太郎	東京都	共同住宅	鉄筋コンクリート造五階建延700㎡	設計及び工事監理	2007.2.1 2007.10.3

所属建築士の氏名	建築物所在地都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間

（第五面）

管理建築士による意見の概要

〔記入注意〕

当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。

管理建築士の氏名	建築士事務所の開設者に対して述べられた意見の概要	当該意見が述べられた日

■ 参 考 様 式（ 任 意 ） ■

□ 様式⑨ 重要事項説明書

【参考様式】

重　要　事　項　説　明　書

年　　月　　日

様

本重要事項説明は、建築士法第２４条の７に基づき、設計受託契約又は工事監理受託契約に先立って、あらかじめ契約の内容及びその履行に関する事項を説明するものです。本説明内容は最終的な契約内容とは必ずしも同一になるとは限りません。

受託業務名称:

建築士事務所の名称: 建築士事務所の所在地: 区分(一級、二級、木造):(　　)建築士事務所 開設者の氏名又は法人名称: (開設者が法人の場合は法人名称及び代表者の氏名)

１．対象となる建築物の概要

建設予定地: 主要用途: 工事種別: 規模等:

２．作成する設計図書の種類

(設計契約受託の場合)

３．工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法

(工事監理契約受託の場合)

①工事と設計図書との照合の方法: ②工事監理の実施の状況に関する報告の方法:

４．設計又は工事監理の一部を委託する場合の計画

①設計又は工事監理の一部を委託する予定:　□あり　　□なし ②委託する業務の概要及び委託先(ありの場合の計画) 委託する業務の概要: 建築士事務所の名称: 建築士事務所の所在地: 区分(一級、二級、木造):(　　)建築士事務所 開設者の氏名又は法人名称: (開設者が法人の場合は法人名称及び代表者の氏名)

５．設計又は工事監理の従事することとなる受託者登録の建築士事務所所属の建築士・建築設備士

①設計業務に従事することとなる 建築士※・建築設備士	②工事監理業務に従事することとなる 建築士・建築設備士
【氏名】: 【資格】(　　)建築士【登録番号】(　　) 【氏名】: 【資格】(　　)建築士【登録番号】(　　) (建築設備の設計に関し意見を聞く者) 【氏名】: 【資格】建築設備士【登録番号】(　　)	【氏名】: 【資格】(　　)建築士【登録番号】(　　) 【氏名】: 【資格】(　　)建築士【登録番号】(　　) (建築設備の設計に関し意見を聞く者) 【氏名】: 【資格】建築設備士【登録番号】(　　)

※設計に従事することとなる建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にはその　旨の記載が必要です。

６．報酬の額及び支払の時期

①報酬の額:　　円 ②支払の時期:

７．契約の解除に関する事項

(説明をする建築士)

氏　名:　　印

資格等:(　　)建築士　　□管理建築士　　□所属する建築士

上記の建築士から建築士免許証(免許証明書)の提示のもと重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領しました。

年　　月　　日

(説明を受けた建築主)

住　所:

氏　名:　　印

□ 様式⑩ 建築設計･監理業務委託契約書

【参考様式】

建築設計・監理業務委託契約書

委託者　　と
受託者　　は
件　名　　の
建築の設計業務及び監理業務について、以下により業務委託契約を締結する。

１．対象となる建築物の概要

建設地
主要用途
工事種別
規模等

２．業務委託の種類、内容及び実施方法

３．業務の実施期間

基本設計業務（構造設計、設備設計を含む）	年	月	日～	年	月	日
実施設計業務（構造設計、設備設計を含む）	年	月	日～	年	月	日
監理業務	年	月	日～	年	月	日
その他の業務（　　）	年	月	日～	年	月	日
（　　）	年	月	日～	年	月	日

４．設計業務において、作成する成果物等（成果図書及びその他の成果物。建築士法第２条第６項に規定する設計図書を含む。）

５．監理業務において、工事と設計図書との照合の方法及び監理の実施状況に関する報告の方法

６．設計又は工事監理に従事することとなる受託者登録の建築士事務所所属の建築士・建築設備士

①設計業務に従事することとなる 建築士※・建築設備士	②工事監理業務に従事することとなる 建築士・建築設備士
【氏名】: 【資格】(　　)建築士【登録番号】(　　) 【氏名】: 【資格】(　　)建築士【登録番号】(　　) (建築設備の設計に関し意見を聞く者) 【氏名】: 【資格】建築設備士【登録番号】(　　)	【氏名】: 【資格】(　　)建築士【登録番号】(　　) 【氏名】: 【資格】(　　)建築士【登録番号】(　　) (建築設備の設計に関し意見を聞く者) 【氏名】: 【資格】建築設備士【登録番号】(　　)

※設計に従事することとなる建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にはその　旨の記載が必要です。

７．設計又は工事監理の一部の委託先（協力建築士事務所）

再委託する業務の概要	委託先の建築士事務所の名称及び所在地並びに区分(一級、二級、木造)	開設者の氏名又は法人名称 (開設者が法人の場合は法人名称及び代表者の氏名)
	名称: 所在地: 区分(一級、二級、木造):(　)建築士事務所	
	名称: 所在地: 区分(一級、二級、木造):(　)建築士事務所	
	名称: 所在地: 区分(一級、二級、木造):(　)建築士事務所	

８．業務報酬の額及び支払の時期（内訳別報酬を示す場合は、内訳欄も記載する）

		報酬額(内取引に係る消費税及び地方消費税の額)	
業務報酬の合計金額		￥	(￥　　)
(内訳)	基本設計業務	￥	(￥　　)
	実施設計業務	￥	(￥　　)
	監理業務	￥	(￥　　)
	その他の業務	￥	(￥　　)

支払いの時期	支払額(内取引に係る消費税及び地方消費税の額)
(　　年　　月　　日)￥	(￥　　)
(　　年　　月　　日)￥	(￥　　)
(　　年　　月　　日)￥	(￥　　)
(　　年　　月　　日)￥	(￥　　)
(　　年　　月　　日)￥	(￥　　)
(　　年　　月　　日)￥	(￥　　)

９．契約の解除に関する事項

１０．適用除外条項

１１．特約事項

受託者の建築士事務所登録に関する事項 建築士事務所の名称 所在地 区分（一級、二級、木造） （　　）建築士事務所　（　　）知事登録第　　号 開設者の氏名又は法人名称 （開設者が法人の場合はその代表者の氏名）

この契約の証として本書2通を作り、委託者及び受託者が、記名押印又は署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

年　　月　　日

委託者　　住所又は所在地

氏名又は名称　　印

受託者　　住所又は所在地

氏名又は名称　　印

□ 様式⑪　建築士法第24条の8の規定に基づき委託者に交付する書面

【参考様式】

建築士法第24条の8の規定に基づき委託者に交付する書面

年　　月

委託者　　様

建築士法第24条の8の定めにより、締結した業務委託契約に関して、次の事項を交付します。

受託者
建築士事務所の名称:
建築士事務所の所在地:
区分(一級、二級、木造):(　　)建築士事務所
開設者の氏名又は名称:

(法人の場合は代表者氏名)

受託業務名称:

1. 対象となる建築物の概要

建設地
主要用途
工事種別
規模等

2. 業務委託の種類、内容及び実施方法

3. 業務の実施期間

基本設計業務(構造設計、設備設計を含む)	年	月	日～	年	月	日
実施設計業務(構造設計、設備設計を含む)	年	月	日～	年	月	日
監理業務	年	月	日～	年	月	日
その他の業務(　　)	年	月	日～	年	月	日
(　　)	年	月	日～	年	月	日

4．設計業務において、作成する成果物等（成果図書及びその他の成果物。建築士法第２条第６項に規定する設計図書を含む。）

5．監理業務において、工事と設計図書との照合の方法及び監理の実施状況に関する報告の方法

6．設計又は工事監理に従事することとなる受託者登録の建築士事務所所属の建築士・建築設備士

①設計業務に従事することとなる 建築士※・建築設備士	②工事監理業務に従事することとなる 建築士・建築設備士
【氏名】: 【資格】(　　)建築士【登録番号】(　　) 【氏名】: 【資格】(　　)建築士【登録番号】(　　) (建築設備の設計に関し意見を聞く者) 【氏名】: 【資格】建築設備士【登録番号】(　　)	【氏名】: 【資格】(　　)建築士【登録番号】(　　) 【氏名】: 【資格】(　　)建築士【登録番号】(　　) (建築設備の設計に関し意見を聞く者) 【氏名】: 【資格】建築設備士【登録番号】(　　)

※設計に従事することとなる建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にはその　旨の記載が必要です。

7．設計又は工事監理の一部の委託先（協力建築士事務所）

再委託する業務の概要	委託先の建築士事務所の名称及び所在地並びに区分(一級、二級、木造)	開設者の氏名又は法人名称(開設者が法人の場合は法人名称及び代表者の氏名)
	名称: 所在地: 区分(一級、二級、木造):(　)建築士事務所	
	名称: 所在地: 区分(一級、二級、木造):(　)建築士事務所	
	名称: 所在地: 区分(一級、二級、木造):(　)建築士事務所	

８．業務報酬の額及び支払の時期（内訳別報酬を示す場合は、内訳欄も記載する）

		報酬額（内取引に係る消費税及び地方消費税の額）
業務報酬の合計金額	￥	（￥　　）
（内訳）　基本設計業務	￥	（￥　　）
実施設計業務	￥	（￥　　）
監理業務	￥	（￥　　）
その他の業務	￥	（￥　　）

支払いの時期	支払額（内取引に係る消費税及び地方消費税の額）
（　　年　　月　　日）￥	（￥　　）
（　　年　　月　　日）￥	（￥　　）
（　　年　　月　　日）￥	（￥　　）
（　　年　　月　　日）￥	（￥　　）
（　　年　　月　　日）￥	（￥　　）
（　　年　　月　　日）￥	（￥　　）
（　　年　　月　　日）￥	（￥　　）

９．契約の解除に関する事項

□ 様式⑫－１　帳簿（業務台帳）

【参考様式】

業務台帳

年度分

No.	契約の年月日	契約の相手方の氏名又は名称	業務の種類	業務の概要	業務の終了の年月日	報酬の額	業務に従事した建築士及び建築設備士の氏名	業務の一部を委託した場合	受託に係る業務の概要 受託者の氏名又は名称 受託者の住所	建築士法第２４条第３項の規定による意見の概要	備考
1								----------	----------		
2								----------	----------		
3								----------	----------		
4								----------	----------		
5								----------	----------		
6								----------	----------		
7								----------	----------		
8								----------	----------		
9								----------	----------		
10								----------	----------		

（１５年間保存）

□様式⑫-2　帳簿（業務記録簿）

【参考様式】

業　務　記　録　簿

No.	
件No.	

件名													
建築主	住所												
	氏名												
契約の相手方②（報酬請求先）	住所												
	氏名（名称）												
受託業務③	・設計（基本，実施） ・工事監理（常駐，非常駐）・工事指導監督 ・手続代理　・建築物調査、鑑定 ・その他（　　）												
概要													
敷地	地名・地番												
	住居表示												
	敷地面積	㎡ （　　坪）	実測図	建築主提供（有・無） 作成者　（　）									
	用途地域	(1,2)低住専、(1,2)中高住専、(1,2,準,田園)住居、近隣商業、商業、準工、工業、工業専用、指定なし、（　　）			(1,2)低住専、(1,2)中高住専、(1,2,準,田園)住居、近隣商業、商業、準工、工業、工業専用、指定なし、（　　）								
		建ぺい率	%		建ぺい率	%							
		容積率	%		容積率	%							
	防火地域	防火、準防火、指定なし			防火、準防火、指定なし								
	日影規制	測定地点　1.5m、4.0m 規制時間　5m（　時間）　10m（　時間）			測定地点　1.5m、4.0m 規制時間　5m（　時間）　10m（　時間）								
	その他の地域等	22条地域、下水道放流可能地区、（　　）			22条地域、下水道放流可能地区、（　　）								
	道路幅員	面	m		面	m							
		面	m		面	m							
	地質	支持地盤GL　　m											
構造・規模③	用途												
	構造	W、S、RC、SRC、CB、（　　）											
	工事種別	新築、増築、											
	階数	地上　　階、地下　　階、PH　階											
	建築面積	㎡	建ぺい率	%									
	延床面積	㎡	容積率	%									
設計業務担当建築士及び建築設備士名⑥・図面枚数													
区分	氏名	版	枚	区分	氏名	版	枚						
総括				電気									
意匠				給排水									
構造				空調									
業務委託先⑦	委託業務概要												
	委託先名												
	委託先住所												

各階床面積

階	㎡												
階	㎡												
階	㎡												

件名							契約	見積提出	・・	□	
工事監理業務担当建築士及び建築設備士名⑥							契約	監理契約①	・・	□	
総括		電気					準備	現説	・・	□	
意匠		給排					準備	入札	・・	□	
構造		空調					準備	工事契約	・・	□	
							準備	地鎮祭	・・	□	
施工業者	業者名 担当 住所 TEL						準備	着工	・・	□	

工事関係者記録	区分	社名	所在地	TEL	担当	評価
	建築					
	電気					
	給排水					
	空調					
	昇降機					

工事費		予算(千円)	契約(千円)	追加・変更(千円)	計(千円)
	建築				
	電気				
	規格設備				
	経費				
	合計				

保証書	社名	保証内容	保証期間
			・・ ～ ・・
			・・ ～ ・・
			・・ ～ ・・
			・・ ～ ・・
			・・ ～ ・・

アフターケア記事			
	竣工1年後検査	・・	
		・・	
		・・	
		・・	
		・・	

士法第24条第3項による管理建築士の意見が述べられた場合、その概要⑧

工事経過				
		・・	□	
		・・	□	
		・・	□	
		・・	□	
		・・	□	
		・・	□	
		・・	□	
		・・	□	
		・・	□	
		・・	□	
		・・	□	

検査				
	施工状況報告	・・	□	
		・・	□	
	中間検査	・・	□	
		・・	□	
	所内検査	・・	□	
	完了届	・・	□	
	検査(　)	・・	□	
	検査済証(〃)	・・	□	
	検査(消防)	・・	□	
	検査済証(〃)	・・	□	
		・・	□	
	手直し	・・	□	
	引渡し	・・	□	
		・・	□	
	半年検査	・・	□	
	1年検査	・・	□	

文書				
	検査済証(　)	・・	□	返却 相手
	検査済証(消防)	・・	□	返却 相手
		・・	□	
	監理完了報告	・・	□	
	士法20-2報告	・・	□	

備考

○印の数字は、帳簿に記載する必要がある事項です

各種様式は以下よりダウンロードできます。

新潟県ホームページ内

【建築士事務所を円滑かつ適切に管理するために】

https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shibata_seibi/1356881499752.html

建築士事務所を円滑かつ適切に管理するために

印刷　文字を大きくして印刷　ページ番号：0125091　更新日：2019年6月29日更新

建築士事務所の業務の適正な運営

近年、建築士法の改正等により、建築士事務所として遵守しなければいけない事項も非常に多くなり、事務所の開設者や管理建築士の負担も増えています。

そこで、事務所を管理する上で参考として頂けるように、建築士法のポイントを分かりやすく整理したチェックリストを作成しました。

つきましては、日頃から本資料を参考に、建築士事務所の円滑かつ適切な管理についてお願いします。

建築士事務所チェック資料 [PDFファイル／699KB]

各種様式等

指定様式について

建築士事務所及び建築士の届出ならびに、設計等の業務に関する報告書（指定様式）については、新潟県建築士事務所協会のホームページからダウンロード願います。

法令等で様式が指定されているもの（指定様式）については、下記よりダウンロードできます。

各種指定様式（一般社団法人新潟県建築士事務所協会ホームページ） <外部リンク>

- 建築士事務所標識　建築士法第22条関連（第7号様式　）[Wordファイル／32KB]
- 構造計算安全証明書 建築士法第17条の14の2関連(第4号の2様式) [Wordファイル／39KB]
- 工事監理報告書　　建築士法第17条の15関連（第4号の2の2様式 ）[Wordファイル／48KB]
- 閲覧に供する書類　　建築士法第24条の6(第7号の2様式) [Wordファイル／71KB]

任意様式について

建築士事務所の備え付けなければならない「帳簿」や契約前に行う重要事項説明時に交付する「重要事項説明を記載した書面」等については、法令等でその様式は指定されていません。

これら任意様式について、建築士事務所を管理される皆さんが利用しやすいように参考様式として作成しましたので、各建築士事務所の業務等に合わせて活用してください。

- 参考様式9　重要事項説明書 建築士法第24条の7関連 [Wordファイル／24KB]
- 参考様式10　建築設計・監理業務委託契約書 建築士法第22条の3の2関連[Wordファイル／30KB]
- 参考様式11　委託者に交付する書面　建築士法第24条の8関連[Wordファイル／29KB]
- 参考様式12-1業務台帳　建築士法第24条の4第1項関連[Excelファイル／31KB]
- 参考様式12-2業務記録簿　建築士法第24条の4第1項関連[Excelファイル／25KB]